第25号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木恒 年

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例(昭和34年足立区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「結核予防法(昭和26年法律第96号)第34条第1項(同法第67条の規定により、読み替えられる場合を含む。以下同じ。)」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項(同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。)」に改める。

第15条の4第1項第1号中「100分の182」を「100分の1 24」に改め、同項第2号中「3万3,300円」を「3万5,100 円」に改める。

第16条の4第1項第1号中「100分の38」を「100分の29」に、「100分の50」を「100分の51」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の49」に改める。

第16条の5中「8万円」を「9万円」に改める。

第19条の2第1項各号列記以外の部分中「8万円」を「9万円」に 改め、同項第1号ア中「2万3,310円」を「2万4,570円」に 改め、同項第2号ア中「1万6,650円」を「1万7,550円」に 改め、同項第3号ア中「6,660円」を「7,020円」に改める。

附則第23項を附則第24項とし、附則第22項を附則第23項とし、 附則第21項の次に次の1項を加える。 2 2 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、当該年度分の特別区民税に係る地方税法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額が700万円以下である者である場合における第15条第1項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは「合算額から5万円(地方税法第314条の3第2項に規定する課税総所得金額が200万円に満たない場合は、当該課税総所得金額の100分の2.5に相当する額)を控除(当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。)した額」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から 施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第12条の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例第15条の4第1項、第16条の4第1項、第16条の5及 び第19条の2第1項の規定は、平成19年度分の保険料から適用し、 平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率を改定するとともに、地方税法の改正に伴い、保険料の算定に係る特例措置を講ずる必要があるので、この条例案を提出いたします。